

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条の規定に基づき公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下、「当財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 寄附者から使途が特定されずに受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 当財団が使途を特定して広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から使途を特定して受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 当財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他代表理事が当財団の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、当財団の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
- (3) 国、地方公共団体、公益法人および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受けるとき。
- (4) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果とな

るとき。

(5) 寄附金等の受け入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生ずるとき。

(6) 寄附先選定のための審査が行われる前に、寄附者または寄附事業の設置提案者により特定の寄附先が決められている、あるいは特定の者だけが寄附先となるような募集条件が付されているとき。

(7) 前6号に掲げる場合のほか、当財団の業務の遂行上支障があると認められるものおよびマネーロンダリング、反社会的勢力等、当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。

(一般寄附金の募集)

第4条 当財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第5条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 当財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定

その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 当財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第9条 当財団は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第10条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年10月2日から施行する。(令和2年10月2日理事会決議)